

アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制に関する

一考察（二・完）

——RPPSとFITの關係性を中心としたわが国への示唆——

小林 寛

はじめに

第1章 アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制——連邦法の

の検討——

第1節 連邦電力法 (Federal Power Act of 1920)

第1款 概要

第2款 FPAに関する近時の事案

第2節 公益事業規制政策法 (Public Utility Regulatory

Policies Act of 1978)

第3節 二〇〇五年のエネルギー政策法 (Energy Policy Act

of 2005)

第4節 連邦法の下でのRPPSとFIT

第5節 その他の再生可能エネルギー支援制度

第1款 再生可能エネルギー税額控除の延長・段階的廃止

(renewable energy tax credit extension and phaseout)

第2款 電化製品およびその他の最終使用設備に係る省エ

ネルギー基準 (energy efficiency standards for appliances and other end-use equipment)

第2章 アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制——七州の

制度の検討——

第1節 アメリカ合衆国におけるFITの理解とこれを採用する州

第2節 七州の制度の検討

第1款 ハワイ州

第2款 メイン州

第3款 オレゴン州

第4款 ロードアイランド州

第5款 バーマント州

第6款 ワシントン州

第7款 カリフォルニア州

(以上、九十卷十号)

第3章 アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制——連邦法

および各州制度の検討を踏まえて——

第1節 連邦法と州法の関係性

第2節 RPSとFITの関係性

第3節 各州におけるFITの分析

第4章 わが国の再生可能エネルギー法制

第1節 わが国のエネルギー政策の変遷とRPSの成立経緯

第2節 わが国のFITの成立・改正経緯

第3節 わが国のFITの内容——二〇一六年五月改正後——

第1款 FITの概要

第2款 改正再エネ特措法によって導入された入札制度

第3款 改正再エネ特措法のその他の内容

第5章 アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制に関する考

察を踏まえたわが国への示唆

第1節 FITと入札制度等

第2節 RPSとFITの関係性

第3節 地域特有のFITの導入の妥当性

むすびに代えて

(以上、本号)

第3章 アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制

——連邦法および各州制度の検討を踏まえて——

第1節 連邦法と州法の関係性

FPAは、FERCに対して、電力の卸売および州間取引ならびに送電に係る料金を規制する権限を創設し、卸売電気料金を規制する権限を与えていることから、FERCの判断は、再生可能エネルギー法制に大きな影響を与えることになる。そのため、カリフォルニア州のFITが連邦法による専占 (preemption) を受けるかどうか争われたところ、二〇一〇年七月、FERCは、同公益事業委員会の決定 (CPUC's AB 1613 Decisions)

は電気事業者による州間取引における電力卸売に係る料金を設定しているため、FPAによって専占されるとの判断を下した。⁽¹⁷⁵⁾このように、州は、回避費用を超える料金を課することはできないのである。⁽¹⁷⁶⁾すなわち、FERCの判断は州によるFITそれ自体を否定したのではなく、回避費用方式に依拠した範囲内においてはFITを実施する余地を許容したと解することもできるが、⁽¹⁷⁷⁾州がFITを実施するには制度内容についてかなり慎重な姿勢が求められるといえる。⁽¹⁷⁸⁾この点については、「FITに関するFERCの専占政策の下で、専占における市場競争という目的を強調することは、保全や燃料の多様性といったPURPAの他の目的を促進しようとする州の能力に足かせとなった（'hobble）」との指摘もある。⁽¹⁷⁹⁾すなわち、連邦法たるPURPAの下での回避費用方式は、各州が独自のFITを定め実施することに対する制約として働いているわけである。

第2節 RPSとFITの関係性

後述のとおり、わが国の場合には、RPSからFITに移行したという流れがあるのに対して、アメリカ合衆国の場合には、FITとRPSが「併存している例が多い」とされている。⁽¹⁸⁰⁾前記のとおり、カリフォルニア州においてもRPSの下でFITが併存的に導入されている。すなわち、RPSもFITも再生可能エネルギー事業を支援するものであり、両者の関係は相互補完的（complement each other）となり得るとされているのである。⁽¹⁸¹⁾そのため、各州においては、FITが「RPS目標達成の補助手段と位置づけ」⁽¹⁸²⁾られていると指摘されている。ただ、カリフォルニア州の事例を前提とすると、連邦全体でFITを導入するなどといった体制をとらない限りは、PURPAの回避費用方式をはじめとした連邦法による専占の問題に直面するから、州レベルでFITを独自に採用することには多くの困難を伴うものと考えられる。⁽¹⁸³⁾そのため、州法の下で回避費用方式を超えるFITの存立を認めるためには、PURPAの改正といった連邦レベルでの対応が必要となるのである。⁽¹⁸⁴⁾

この点、Lincoln L. Davies 教授は、RPS か FIT かの二者択一の議論ではなく、両者の統合を主張する。⁽¹⁸⁵⁾ すなわち、「RPS によってさまざまな再生可能エネルギーおよび独自の技術を有する規制目標の両方を創設したうえで、FIT は誘因価格を設定し買取義務を創出し投資家に再生可能エネルギー電気が市場を持つことを保証することによって、かかる規制目標を達成するために利用される」というものである。⁽¹⁸⁶⁾ このような統合的 RPS ー FIT は「国家の持続的なエネルギー政策にとっての基盤を築くことができる」「検討する価値のある選択である」と指摘されている。⁽¹⁸⁷⁾ RPS と FIT は伝統的には排他的な選択肢であると捉えられてきたが、近時は、「RPS と FIT は連邦および州の両レベルにおいて同時に履行されうるものである」⁽¹⁸⁸⁾、「協働的 RPS ー FIT は再生可能エネルギー基準に固有の市場競争力を利用して全体的なリスク分配を最適化することにつながるものである」⁽¹⁸⁹⁾、「各部分の合算よりも大きな全体的リスクの緩和によって、かかる統合的 RPS ー FIT は、現在の非協調的な政策の下で必要とされるよりも低い利益 (lower returns) を求めながらも、再生可能エネルギーに対するより高度な民間投資にてこ入れすることができる」として、先の指摘と軌を一にする Felix Mornann 准教授の見解もみられる。⁽¹⁹¹⁾ この見解は、FIT は州レベルで履行されることがより適切であり、RPS は連邦レベルで履行されることがより適切であると指摘する。⁽¹⁹²⁾ RPS も FIT も再生可能エネルギーの普及を支援するための同一の方向性を有する手段であると考えられることから、筆者は、Davies 教授や Mornann 准教授らの見解は示唆に富むものであり基本的に支持されるべきと考ええる。ただ、前記のとおり、既に複数の州で FIT が導入されている状況の下では、全米大の FIT を導入することも困難であろう。すなわち、アメリカ合衆国においては、連邦法上も州法上も FIT を推進することには障壁が存在することにも留意する必要がある、これを克服するには連邦法の改正が必要となるのである。この点に関するわが国への示唆については後述する。

第3節 各州におけるFITの分析

アメリカ合衆国における複数の州がFIT（試行的なプログラムを含む）を採用しているも、アメリカ合衆国エネルギー情報管理局の情報によると、二〇一三年五月三〇日現在、義務的な制度を採用するのは七州にとどまることから、FITが全米各州に浸透しているとは評価できない。もともと、ハワイ州のFITは、前記投資家所有電気事業者三社が、当該事業の技術や規模に応じて一定の価格（ $0.12\$/kWh$ から $0.269\$/kWh$ ）で二〇年間にわたり電力を買い取る契約を締結することを義務づけたものであり（Tier 1からの分類は出力規模の違いによるものである）、欧州やわが国の改正前のFITもこれに近いと解される。

他方、メイン州、オレゴン州、ロードアイランド州、バーモント州およびカリフォルニア州の制度にみられるように、複数の州においては市場ベースで価格決定を行おうとする考え方が取り入れられていることから、基本的にわが国のFITとは異なると解される。例えば、オレゴン州のように大規模事業について入札制度を導入する事例や、ロードアイランド州のように五年間の競争入札を通じて分散型再生可能エネルギー事業の開発を支援しようとする事例がみられる。もともと、後述のとおり、わが国のFITも近時の改正によって大規模な事業用太陽光発電事業について入札制度が導入されたので、市場ベースで買取価格を決定するという考え方は部分的には取り入れられたのであり、かかる制度設計は世界的な潮流であると評価できる。ただ、様々な種類および規模の再生可能エネルギー事業のうちいずれにかかる考え方を取り入れていくかということについては統一的な見解があるわけではなく、入札制度を導入すべき大規模事業かそうではない小規模事業かの棲み分けの問題を含めて各州における政策的な判断によることとなる。

また、メイン州やカリフォルニア州のように再生可能エネルギー証書（renewable energy certificates）が同州のRPSの目標を達成されるために利用される例があることからすると、RPS達成のための補完手段としてF

I T を位置づけ、再生可能エネルギー証書を利用した取引の余地を認めることは再生可能エネルギーの普及を促進するうえで有益であると解される。

調達期間については多くの州は一五年から二〇年間としており、標準的な F I T の期間であると評価できる。もつとも、ワシントン州は税額控除を中心としたインセンティブを提供するものであり、ドイツ等の諸外国にみられるような典型的な F I T とは評価できない。⁽¹⁹³⁾

カリフォルニア州の R P S は、アメリカ合衆国の中で最も野心的な基準の一つであるとされているが、これを達成するために F I T と連関させ、再生可能市場調整制度 (ReMART) という他州にはみられない特徴的な制度を導入している (前記のとおり、再生可能エネルギー競売メカニズム (renewable auction mechanism) と価格調整メカニズム (price adjustment mechanism) を基本的要素とする)。このような制度は、連邦法たる P U R P A 二一〇条に基づく電力買取制度の回避費用方式による制約に抵触することなく再生可能エネルギーの普及促進を図る法技術であるとも評価できよう。アメリカ合衆国の州において F I T を採用しようとしても、連邦法による専占 (preemption) の問題に直面するから、各州が独自に柔軟な再生可能エネルギー法制を構築しようとするには、(それが容易ではないにしろ) 終局的には連邦法レベルの法改正が求められると考えられる。

第 4 章 わが国の再生可能エネルギー法制⁽¹⁹⁵⁾

第 1 節 わが国のエネルギー政策の変遷と R P S の成立経緯

わが国においては、サンシャイン計画 (一九七四年) (将来的にエネルギー需要の相当部分を賄い得るエネルギーの供給を目標として、太陽、地熱、石炭、水素エネルギーの四つの石油代替エネルギー技術について重点的に研究開発を

進めるもの⁽¹⁹⁶⁾」、ムーンライト計画（一九七八年）と統合されたニューサンシャイン計画（一九九三年）（「従来独立して推進されていた新エネルギー、省エネルギー及び地球環境の三分野に関する技術開発を総合的に推進するもの」⁽¹⁹⁷⁾）の後に、一九九七年に新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年四月一八日法律第三七号）が制定された。同法の下で、経済産業大臣が新エネルギー利用等（同法二条）の促進に関する基本方針およびエネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針を策定・公表し（同法三条および五条）、太陽光発電や風力発電等といった新エネルギー事業について、主務大臣が事業者の利用計画を認定する（同法八条）。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が事業者の新エネルギー利用等に係る債務の保証等を行うこと（同法一〇条）や中小企業投資育成株式会社が中小企業者等が認定利用計画に従って新エネルギー利用等を行うために資本金三億円超の株式会社の設立時に発行する株式の引受け・保有等の事業を行うことができること（同法一三条）といった支援制度が導入された⁽¹⁹⁸⁾。

二〇〇二年にはエネルギー政策基本法（平成一四年六月一四日法律第七一号）が制定され、同法一二条に基づき、政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギー基本計画を定めることになった（なお、二〇〇三年一〇月に第一次計画、二〇〇七年三月に第二次計画、二〇一〇年六月に第三次計画、二〇一四年四月に新たなエネルギー基本計画が策定された⁽¹⁹⁹⁾。同計画第三節において再生可能エネルギーの導入加速のための施策が定められている⁽²⁰⁰⁾。これによると、「風力・地熱の導入加速に向けた取組の強化」、「分散型エネルギーシステムにおける再生可能エネルギーの利用促進」、「固定価格買取制度の在り方」、「福島の再生可能エネルギー産業の拠点化の推進」の四つに分けて施策が定められている）。

そして、経済的な効率性を考慮しつつ電気事業者が利用すべき再生可能エネルギー電気の「量」に着目して同エネルギーの普及を促進するという見地から、二〇〇二年に電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特

別措置法（平成一四年六月七日法律第六二号）（以下「RPS法」という）が制定された。すなわち、RPS法の制定の際には、FITとの比較検討がなされたが、「対策効果の確実性、電源選択の自由度、コスト削減インセンティブ、市場機能の活用、費用対効果、競争への影響（競争中立性）等、総じてRPS制度が優れている⁽²⁰⁾」との検討結果を受けて、FITではなく、RPS法が先に制定されるに至ったのである。RPS法の下で、電力会社は販売電力量のうち基準利用量以上の新エネルギー等（同法二条二項）電気を利用しなければならぬこととなった（同法五条⁽²⁰⁾）。このようなRPS制度導入後の再生可能エネルギー電気の供給量は増加し、一定の成果が得られた。しかしながら、「発電の限界費用と再エネ調達コストの差額の料金転嫁ルールが定められていなかったこともあり、電力自由化の流れの中で、当時の電気事業者のRPS制度に対する抵抗感は強かった」とされ⁽²⁰⁾、また、「RPS法に対しては、電力会社に対する義務付け量が低いため、かえって再生可能エネルギーの普及上限を設定する制度となつているとの批判」があつたとされる⁽²⁰⁾。

その後、一九八〇年に制定された石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五五年五月三〇日法律第七一号）は、二〇〇九年の改正により、その名称が「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に改められた。同法に基づき、経済産業大臣は、非化石エネルギーの供給目標を策定・公表し（同法三条一項）、政府は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない（同法七条一項）とされている。

また、二〇〇九年に制定されたエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二二年七月八日法律第七二号）に基づき、二〇〇九年一月から余剰電力買取制度が開始された。同制度は、余剰電力に係る買取費用を太陽光発電促進付加金として電気を使用するすべての者に負担させるものであつたが、FITの導入に伴い、二〇一四年九月分の電気料金までをもって適用終

了となったとされている。⁽²⁰⁵⁾

第2節 わが国のF-I-Tの成立・改正経緯

RPS制度に対する前記批判もあり、二〇一二年三月一日の東日本大震災の後、同年八月に、前記再エネ特措法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二三年八月三〇日法律第一〇八号）が制定された（二〇一二年七月施行）（同法案の閣議決定は、東日本大震災の数時間前になされた）とされる）。これにより、RPS法は廃止され（再エネ特措法附則二一条）、F-I-Tにとって代わることとなった。すなわち、わが国の再生可能エネルギー法制は、RPSからF-I-Tに移行したという経緯がある。⁽²⁰⁶⁾ すなわち、電力会社は、発電事業者による再生可能エネルギー電気を決められた固定価格によって一定期間買い取ることが義務づけられたのである。もともと、再エネ特措法の下で二〇一二年七月一日にF-I-Tが施行されてから数年が経過した間に、様々な実務上の課題が発生した。例えば、事業用太陽光発電が認定容量のうちかなりの割合を占めていた（二〇一六年一月末時点で約八五六一万kWのうち約七四七九万kWが事業用太陽光発電であり、かつ未稼働件数も多かった（二〇一二年度から二〇一三年度の認定案件のうち三四万件が未稼働とされる（二〇一五年二月末時点）⁽²⁰⁷⁾）ために再生可能エネルギー間のバランスを確保する必要があったこと、再生可能エネルギー電気の買取費用の多くは最終的には賦課金という形で電力消費者である国民に転嫁されることから、その負担を抑制し、「コスト効率的に導入を促進する」⁽²⁰⁸⁾ 必要があったこと、再生可能エネルギー発電設備に係る発電事業者からの接続申込みに対する電力会社による回答保留などの問題が挙げられる。⁽²⁰⁹⁾ このような問題を受けて、総合資源エネルギー調査会における検討を経て、わが国のF-I-Tは改正されることとなった。⁽²¹⁰⁾ F-I-Tの改正には、再エネ特措法の改正にとどまらず、同法施行規則等の改正も含まれる。まず、二〇一三年七月の改正では、「指定電気事業者制度が創設された」⁽²¹¹⁾。指定電気

事業者制度とは、経済産業大臣が指定した再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）について同大臣が指定した電力会社（北海道電力株式会社等合計七社）⁽²⁵⁾が上限を超えて出力抑制を行わなければ追加的に当該再生可能エネルギー設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に当該指定電気事業者と接続を行おうとする場合に損害の補償なしに出力抑制を行うことができる制度である（改正前の再生可能エネルギー特措法施行規則六条一項七号）⁽²⁶⁾。すなわち、接続可能量を超過した場合に無補償の出力抑制に係る上限を適用しないことを前提に接続を可能とする制度である⁽²⁷⁾。その後、二〇一五年一月の改正では、新たな出力抑制ルールが定められF I Tの運用見直しが行われた⁽²⁸⁾。新たな出力抑制ルールとしては、出力抑制の対象の拡張、日数制から時間制への移行および指定電気事業者制度の活用が挙げられており、F I Tの運用見直しについては、「太陽光発電に適用される調達価格の適正化」および「接続枠を確保したまま事業を開始しない『空押し』の防止」が挙げられている⁽²⁹⁾。さらに、二〇一六年四月には、電力小売全面自由化に伴う改正が行われた⁽²⁰⁾。さらに、二〇一六年五月には、再生可能エネルギー特措法が改正され、「新認定制度の創設」、「買取価格の決定方法の見直し」、「買取義務者の見直し等」、「賦課金減免制度の見直し」に分けて重要な制度変更が行われた⁽²¹⁾。

本稿では、二〇一六年五月改正後の再生可能エネルギー特措法（以下「改正再生可能エネルギー特措法」という）（二〇一七年四月一日施行）を前提にわが国のF I Tの検討を行う。

第3節 わが国のF I Tの内容——二〇一六年五月改正後⁽²²⁾——

第1款 F I Tの概要

わが国におけるF I Tは、電気事業者（改正再生可能エネルギー特措法二条一項により、その定義は改正された）に、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスその他政令で定める再生可能エネルギー（改正再生可能エネルギー特措法二条四項）によって発

電された電気を一定期間、一定価格で買い取ることを義務づける制度である。⁽²²³⁾

経済産業大臣は、毎年度、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態および規模ごとに（後記入札制度の対象となるものを除く）、当該再生可能エネルギー電気の一kWh当たりの価格（以下「調達価格」という）およびその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という）を定める（改正再エネ特措法三条一項）。

二〇一七年度の各再生可能エネルギーに関する調達価格および調達期間は以下のとおりである。⁽²²⁴⁾ 太陽光（二〇kW未満）（非ダブル発電）のうち出力制御対応機器設置義務があるものは一kWh当たり三〇円（二〇一八年度は同二八円、二〇一九年度は同二六円）（税込）（調達期間は一〇年）、一〇kW以上二〇〇〇kW未満の太陽光発電については同二二円（税抜）（調達期間は二〇年）、風力については同二二円（二〇kW以上の陸上風力）（二〇一七年度末までは同三二円）（二〇一八年度は同二〇円、二〇一九年度は同一九円）（リプレースについては割愛する）、同三六円（二〇kW以上の洋上風力）（二〇一八年度および二〇一九年度も同額）、同五五円（二〇kW未満）（税抜）（調達期間は二〇年）、地熱については同二六円（一万五〇〇〇kW以上）（二〇一六年度と同額であり、二〇一八年度および二〇一九年度も同額）（リプレースについては割愛する）、同四〇円（二万五〇〇〇kW未満）（二〇一六年度と同額であり、二〇一八年度および二〇一九年度も同額）（リプレースについては割愛する）（税抜）（調達期間は一五年）、水力については同二〇円（ただし、二〇一七年九月末までは二四円）（五〇〇〇kW以上三万kW未満）、同二七円（一〇〇〇kW以上五〇〇〇kW未満）、同二九円（二〇〇kW以上一〇〇〇kW未満）、同三四円（二〇〇kW未満）（二〇一八年度および二〇一九年度も同額）、既設導水路活用型についてはこれまでの三段階から四段階に分けられ、同一二円（五〇〇〇kW以上三万kW未満）、同一五円（税抜）（二〇〇〇kW以上五〇〇〇kW未満）、同一二円（税抜）（二〇〇kW以上一〇〇〇kW未満）、同一五円（二〇〇kW未満）（税抜）（調達期間はいずれも二〇年）（二〇一八年度および二〇一九年度も同額）、バイオマス（メタン発酵ガス）（木質バイオマス等については除く）については同三九円

(税抜) (二〇一六年度と同額であり、二〇一八年度および二〇一九年度も同額) (調達期間は二〇年) とされている。

このように、一定のリードタイムを要する再生可能エネルギーの調達価格は据え置かれているが、比較的リードタイムの短い太陽光発電の調達価格は漸減している。太陽光については事業用・住宅用ともに買取価格は漸減しているところ(事業用太陽光(一〇kW以上)について、二〇一二年度は四〇円であったのに対して、二〇一六年度は二四円となり、二〇一七年度は二二円となった)、住宅用太陽光(一〇kW未満)については、二〇一七年度以降の「価格低減のスケジュールを示す」こととなった(風力発電についても同様⁽²²⁵⁾)。さらに、地熱や風力などの計画段階から事業開始段階までのリードタイムが比較的長い再生可能エネルギーについては、年度ごとに買取価格を示すのではなく、数年先の買取価格を予め示すことが可能となった(改正再エネ特措法三条二項(同条一項の「規定により定める調達価格等のほかに、当該年度の翌年度以降に同項の規定により定めるべき調達価格等を当該年度に併せて定めることができる」)⁽²²⁶⁾)。その趣旨は、このような再生可能エネルギーに係る事業者にとつての予測可能性を担保し新規事業者の参入を促進することにある。経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を聴いて、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標を定めなければならない(同法三条一二項)。

FITの適用を受けるためには、発電事業者は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受ける必要がある(改正再エネ特措法九条)。認定を受けた発電事業者は、電気事業者と特定契約(同法二条五項)を締結し、調達期間にわたり、一定の調達価格で電気事業者に対して再生可能エネルギー電気を供給する。小売電気事業者等は、電気供給の対価の一部として、電気の利用者に対して賦課金の支払いを請求できる(同法三六条一項)⁽²²⁷⁾。費用負担調整機関(同法五五条二項)は、賦課金の支払いを受けた小売電気事業者等から納付金を徴収し(同法三一条一項)、調整を行ったうえで、電気事業者に対して交付金を交付する(同法二八条一項)⁽²²⁸⁾。なお、改正によって交付

金の額の計算方法が変更された（同法二九条三号および四号）。

第2款 改正再生エネ特措法によって導入された入札制度

アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制に関する前記の検討を踏まえて、これに関連するわが国の改正再生エネ特措法に基づくFITの内容として最も重要なのは、入札制度が導入されたことである。

（1）入札の手続き

経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図るうえで有効であると認めるときは、入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定し（改正再生エネ特措法四条）、入札実施指針を定める（同法五条）。

入札に参加しようとする者は、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない（同法六条）。経済産業大臣は、当該計画を提出した者の中から、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができる旨を、適切なものであると認められない者に対しては入札に参加することができない旨を、それぞれ通知したうえで（同法七条一項、前者を参加者として入札を実施する（同条二項））。

入札においては、当該指針に定める入札量の範囲内で、再生可能エネルギー発電設備の出力および供給価格を入札させ、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価の参加者から順次当該入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定される（同法七条三項）。経済産業大臣は、入札において、同価の入札をした者が二人以上ある場合には、くじで落札者の順位を決定する（同条四項）。この場合において、最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力と他の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力との合計の出力の

量が入札量を超えるときには、その超える分については、最後の順位の落札者において、落札がなかったものとする（同条五項）。

経済産業大臣は、再生可能エネルギー電気の利用に係る電気の使用者の利益の確保を図る観点から供給価格以外の要素を勘案して落札者を決定することが特に必要であると認めるときは、この方法以外の方法で落札者を決定することができる（同条六項）。経済産業大臣は、入札の結果を踏まえ、入札の落札者における再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等を定め、これを告示する（同法八条一項⁽²⁹⁾）。

（2）指定入札機関

経済産業大臣は、指定入札機関に、入札の実施に関する業務を行わせることができる（同法七条一項）。経済産業大臣は、入札機関の指定をしたときは、入札業務を行わない（同法三九条二項）。この他に、同法四〇条に欠格条項、同法四一条に指定の基準、同法四二条に入札業務規程に関する規定、同法四三条に区分経理に関する規定、同法四四条に業務の休廃止に関する規定、同法四五条に帳簿に関する規定、同法四六条に秘密保持義務等に関する規定、同法四七条に役員のおよび解任に関する規定、同法四八条に役員の解任命令に関する規定、同法四九条に適合命令等に関する規定、同法五〇条に指定の取消し等に関する規定、同法五一条に経済産業大臣による入札業務の実施等に関する規定、同法五二条に公示に関する規定、同法五三条に指定入札機関が行う処分等に係る審査請求に関する規定などがある。

（3）入札制度の違反に対する刑事罰

国の職員が、入札の実施に関し、その職務に反し、一定の方法により、入札の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役または二五〇万円以下の罰金に処せられる（同法八〇条）。また、偽計または威力を用いて、入札の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役もしくは二五〇万円以下の罰金に処し、またはこれを併

科する（同法八一条一項）。入札につき、公正な価額を害し、または不正な利益を得る目的で談合した者についても、同様である（同条二項）。さらに、入札業務の停止の命令（同法五〇条二項）に違反したときは、その違反行為をした指定入札機関の役員または職員は、一年以下の懲役または五〇万円以下の罰金に処せられる（同法八三条）。

（４）考察

市場を利用して買取価格を決定するという仕組みは、諸外国の制度を参照して導入したものであるが、入札制度の適用対象は「大規模な事業用太陽光発電から」⁽²³⁰⁾とされた。これは、法律上明示されているわけではないが、経済産業大臣による入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等の指定（改正再エネ特措法四一条一項）および入札実施指針の定め（同法五条一項および二項）に基づくものである。その際、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとされているから（同法四條二項および五條四項）、同委員会が重要な役割を果たすことになる。同委員会の意見に基づき、当面の対象規模は「二MW以上」とされることとなった。⁽²³¹⁾入札量は、「第一回～第三回で合計一～一・五GWを募集」し、「第一回における入札量は、最大募集容量一・五GWの一／三の五〇〇MW」とすることになった。⁽²³²⁾上限価格は、第一回については、「入札対象外の一〇kW以上の太陽光発電と同額とし、第二回・第三回については、第一回の結果を検証した上で設定することとなった。⁽²³³⁾調達価格の決定方式については、「第一回～第三回においては応札額を調達価格として採用する方式（pay as bid方式）を採用することとなった。⁽²³⁴⁾運転開始期限については、「入札対象外の一〇kW以上の太陽光発電と同様、落札後のF I T認定取得から三年」となった。⁽²³⁵⁾入札実施時期は、原則として「年二回（上期・下期）実施」することとなった（ただし、二〇一七年度は、「入札システムの構築等が必要となるため、年一回」⁽²³⁶⁾）。

今後は、入札制度の適用対象は漸次拡大していくことが予想されるが、⁽²³⁷⁾その場合にはF I Tでありながら、部

分的に入札制度を導入することで整合的に制度を運用することができるとかという課題が生じることも考えられる。地熱発電などのように計画段階から事業開始段階までのリードタイムが長い一定の再生可能エネルギーについては固定価格を維持し、太陽光のように比較的短期に事業を開始できる再生可能エネルギーについて入札制度を導入するという場合に、両者の区分けについて理論的根拠を検討する必要があるだろう。そもそもエネルギー政策においては、「3E+S」(すなわち、安定供給、経済効率性、環境適合および安全性)が基本的視点であるといわれる⁽²³⁸⁾。そして、入札制度導入の趣旨は、できる限り効率的に再生可能エネルギーの導入を進めることによつて国民に対する負担を抑制することにある(改正再エネ特措法四条一項参照⁽²³⁹⁾)。このような趣旨に鑑みれば、経済的効率性を維持しながら安定的にエネルギーを供給することによつて国民負担を抑制することが入札制度を今後拡大していくとした場合の根拠になると考えられる。そうだとすると、同じ太陽光ではあつても、住宅用の小規模太陽光発電についてまで入札制度を導入することは効率性という見地からは、現時点では無理があるように思われる。そのため、入札制度の適用対象は、当面は、大規模な事業用太陽光発電に留まるものと考えられる。なお、入札制度に対しては、「資本力のある大企業がやはり有利だ。業界では、一部の大手発電事業者が市場を寡占してしまうのではないかと懸念する」との指摘もある⁽²⁴⁰⁾。この懸念が現実化するとすれば、入札制度施行後の状況を踏まえて、中小発電事業者に対する一定の配慮を検討する必要があることもあり得よう。

第3款 改正再エネ特措法のその他の内容

前記入札制度の他にも、新たな認定制度が創設されたこと、買取義務者の見直しが行われたこと、電気事業者の接続義務に係る規定の削除、賦課金減免制度の見直し等といった改正が行われたことも重要である⁽²⁴¹⁾。確かに本稿は、RPSとFITの関係性を中心にアメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制を考察しわが国への示唆を得

ることを主たる目的とするため、これらの改正項目は本稿の主目的と直接関連するものではない。ただ、再生可能エネルギーの普及促進のためにわが国だけではなくアメリカ合衆国を含む諸外国においてもこれまで改正が行われてきたし今後も行われるであろう。そこで、以下ではアメリカ合衆国の制度から示唆を得る前提としてわが国の改正再生エネ特措法のその他の内容についても若干の言及を試みることにする。

（１）新たな認定制度

認定制度については、今般の改正によって厳格な認定制度が創設されることとなった。すなわち、改正後は、FITの適用を受けるためには、再生可能エネルギー発電事業を行う者には、再生可能エネルギー発電設備ごとに、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣の認定を受ける必要がある（改正再生エネ特措法九条一項および二項）。認定基準は同条三項に基づき同法施行規則五条に定められている。

前記した設備認定後の未稼働案件が多い問題に対応するために、認定時期をこれまでの系統接続の申込みの前から系統接続の契約締結後に遅らせることとした。²⁰これにより、買取価格が高い時期に早く認定を取得しながら設備を稼働せずに発電費用の低下を待つて差益を得ようとする不当な案件に対して適切な対応がとられるものと評価できる。そもそも、このような案件の発生を防止するためには、認定基準を厳格にすることと認定後に運転を開始すべき期限を設ける必要がある、この観点からの対応もなされた。すなわち、前者（認定基準の厳格性）については、改正再生エネ特措法九条三項および同法施行規則五条によって、複数の認定基準が新設された。改正前は発電設備と発電方法が基準に適合するものであったのに対して、改正後は大きく事業内容、事業の実施および発電設備の三つに分けて基準への適否が検討されることとなった。すなわち、発電事業者は改正再生エネ特措法九条一項に基づき再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行い、同条三項の要件に適合する場合に経済産業大臣が認定を行う。要件は大きく五つに分かれているところ、最も重要なのは同条項一号ないし三号である。

二号は「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」と定められており、同法施行規則六条（二〇一七年八月改正後は同五条の二）において三つの基準が定められている（1…電気事業者による再生可能エネルギー発電設備の維持および接続に関する電気事業者の同意、2…再生可能エネルギー発電設備の設置場所における使用権原、3…関係法令の遵守）。同法九条三項一号は再生可能エネルギー発電事業の内容に関する要件であり、同三号は発電設備に関する要件であるが、要件の具体的な内容は省令への委任により改正再エネ特措法施行規則五条一項および二項にそれぞれ規定されている。事業内容に関する要件は同条一項において大きく一五の基準が定められており、発電設備に関する要件は同条二項において大きく九つの基準が定められている。⁽²⁴³⁾

認定手続きについては、改正再エネ特措法施行規則四条（二〇一七年八月改正後は同四条の二）に定められている。

経済産業大臣は、認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる（同法一三条）。認定は、認定事業者が認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、その効力を失う（同法一四条）。経済産業大臣は、一定の場合には、認定を取り消すことができる（同法一五条）。

なお、二〇一七年三月三十一日までに電力会社との接続契約を締結していない場合には、原則として、認定が失効する（改正再エネ特措法に係る附則七条）。もともと、同年四月一日において、接続契約締結済み（発電開始済みを含む）の案件については認定を受けたものとして、新制度が適用される（同附則四条一項⁽²⁴⁴⁾）。また、旧一般送配電事業者等の同意が得られていない旧特定供給者であって、旧認定を受けた日が二〇一六年七月一日以降であるもの（特定旧接続請求者を除く）は、当該旧認定を受けた日の翌日から起算して九カ月間内に旧一般送配電事業者

等の同意が得られたときは、当該同意が得られた日に認定を受けたものとみなされる（同附則五条三項）。さらに、特定旧接続請求者は、旧一般送配電事業者等の同意を得るために必要な手続きその他の行為が終了した日の翌日から起算して六カ月以内に旧一般送配電事業者等の同意が得られたときは、認定を受けたものとみなされる（同附則六条三項）。

（２）買取義務者の見直し

買取義務者の見直しについては、再エネ特措法二条一項の改正により、買取義務を負う電気事業者が小売電気事業者等（小売電気事業者（電気事業法二条一項三号）、一般送配電事業者（同条項九号）および登録特定送配電事業者（同法二七条の一九第一項）から一般送配電事業者等（一般送配電事業者（同法二条一項九号）および特定送配電事業者（同条項一三号））に変更されることとなった。⁽²⁴⁵⁾これは、「広域運用等を通じた再生可能エネルギー電気の更なる導入拡大を図るため⁽²⁴⁶⁾」であるとされている。これにより、一般送配電事業者等が発電事業者から買取りを行い卸電力取引市場を通じて小売電気事業者が買付けを行うか（改正再エネ特措法一七条一項一号）、一般送配電事業者等を通じて小売電気事業者または登録特定送配電事業者に対して小売供給することになるところ（同条項二号）、前者（同条項一号）が原則とされている。後者（同条項二号）の方法を再生可能エネルギー電気卸供給というところ（同法一八条一項）、この場合、電気事業者は、再生可能エネルギー電気卸供給約款を定め、経済産業大臣に届け出て（同条項）、公表しなければならず（同条四項）、原則として同約款以外の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行ってはならないとされている（同条二項）。これは、当該電気事業者の再生可能エネルギー電気卸供給について当該約款に基づく供給条件の統一性や公平性を確保するためであると解される。ただし、当該約款により難い特別の事情があつて経済産業大臣の承認を受けた場合にはこの限りではない（同条項但し書）。

(3) 電気事業者の接続義務に係る規定の削除

電気事業者の接続義務については、二〇一六年四月に改正法が施行された電気事業法に基づく接続義務(同法一七条四項)を負うことになるため接続義務が消滅するわけではないが、再エネ特措法の下での一般送配電事業者等の接続義務を規定した同法五条は削除され、これに平仄を合せる形で、接続を拒むことができる正当な理由を定めた同法施行規則六条も削除された。この点について、「すべての電源に共通な一般義務に切り替えてしまうことは、再生可能エネルギー電源の優先性を失わせることを意味する。そのため、この改正は現行法の趣旨を大きく変更する重大な制度変更である」との指摘がある²⁴⁹。また、「再エネ特措法に規定される再エネ電力の『優先接続義務』が徹底されるよう求めていく必要があるだろう」との指摘もみられる²⁵⁰。さらに、「今後の詳細な制度設計において再生可能エネルギー電気の優先接続・給電が明確に認められる規定を盛り込むべきである」との指摘もある²⁵¹。思うに、特定契約の申込みに応ずる義務は消滅しておらず(改正再エネ特措法一六条(改正前の同法四条)、特定契約の締結を拒むことができる正当な理由については改正再エネ特措法施行規則一四条一項に具体的に定められている。これに対して、接続義務については電気事業法の下で規律されることになったため、再生可能エネルギー電気は、非再生可能エネルギー電気と同列に扱われることになったものと考えられる。これにより、再生可能エネルギーの利用を促進するという再エネ特措法の趣旨が阻害されることになりはしないかという懸念は生じよう。筆者も再生可能エネルギーの普及促進の見地から同電気に係る優先接続が認められるべきと考える。また、電気事業法一七条四項の下で一般送配電事業者(しかも、改正前の再エネ特措法五条と異なり、一般送配電事業者「等」ではない)が接続を拒否できる「当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由」の解釈および適用については厳格性(例えば、「障害を与えるおそれ」については、「重大な障害を与えるおそれが明らかな場合」などと限定的に解釈する)が求められるとい

えよう。さらに、電気事業法の下では、改正前の再エネ特措法施行規則六条と異なり、「その他正当な理由」の具体的な内容が明らかではないので、経済産業省令において明示することが望まれる。

（４）賦課金減免制度の見直し

賦課金減免制度は、一定の要件を満たし認定を受けた電力多消費事業者に対する賦課金を減免するものである。すなわちこの制度は、年間の当該事業に係る電気の使用量が一〇〇万kWh（再エネ特措法施行令二条二項（二〇一七年八月改正後は同四条二項））を超える事業所（かつ、当該事業の年間電気使用量が当該事業所全体の年間電気使用量の五〇％を超えること）について（再エネ特措法施行規則二条八項（二〇一七年八月改正後は同二九条八項）、製造業と非製造業に分けて、前者については当該事業の売上高千円当たりの電気の使用量（kWh）（以下「原単位」という）が製造業における電気使用に係る原単位の平均（〇・七）の八倍（すなわち、五・六）を超える事業を行う者、後者についてはその原単位が非製造業における電気使用に係る原単位の平均（〇・四）の一四倍（すなわち、五・六）を超える事業を行う者）に対して、賦課金を八割減免するというものである（改正前の再エネ特措法一七条⁽²⁾）。

同制度の見直し（二〇一六年一月一日施行）については、改正前の再エネ特措法一七条一項に、「当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のために経済産業省令で定める基準に適合する取組を行うものからの申請」、「我が国の国際競争力の強化を図る観点から」との文言が加わった（二〇一六年五月改正後は改正再エネ特措法三七条）。そして、経済産業省令で定める基準については、改正再エネ特措法施行規則二一条の二（二〇一七年八月改正後は同三〇条）において定められた。すなわちこれは、電気の使用に係る原単位の改善のための取組みが優良であることを意味し、優良な取組みを行っている電力多消費事業者のみに対して賦課金減免制度の適用を認めようとするものであると解される。

この改正により、同制度の趣旨としてわが国の国際競争力の強化を図るといふ観点が明示され、認定基準に当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のための取組みを行う者が加わったのである。また、減免率についても従前は、認定を受けた事業所について賦課金を八割減免としていたのに対して、改正後は、当該事業の種類や当該事業所において事業者が行っている原単位の改善のための取組み状況を加味して減免率を適用することとなった(すなわち、製造業等とそれ以外の事業に分けて、前者のうち優良基準に適合する場合には八割減免、同基準に適合しない場合は四割減免、後者のうち同基準に適合する場合には四割減免、同基準に適合しない場合は二割減免とする)(改正再エネ特措法三七条三項二号および同法施行令二条三項(二〇一七年八月改正後は同四条三項))。

確かに、従前は一律八割減免としていたのを四つの減免率に細分化したことは、省エネの取組みをより一層求めるといふ見地からは妥当と解される。ただ、わが国の国際競争力の強化を図るといふ観点が政策上重要であるとしても、そもそも根本的に、電力を多量に消費している事業者に対して賦課金を減免することが他の電力消費者との間の公平性の確保という見地から妥当なのかということについては疑問の余地があり、その理論的根拠を検討する必要がある。電力多量消費事業者も受益者である以上受益者負担原則に根拠を求めるとは困難である。そこで、理論的根拠の一つとしては、環境法の基本原則の一つである持続可能な発展を⁽²⁵⁵⁾挙げることできる。持続可能な発展の内容は、①「生態系の保全など自然のキャパシティ内での自然の利用、環境の利用」、②「世代間の衡平」、③「南北間の衡平や貧困の克服のような世界的に見た公正」にあると⁽²⁵⁶⁾されている。いずれの要素も賦課金減免制度の根拠として直ちには該当しそうにないが、前記の基準を充足する電気の使用に係る原単位の改善のための取組みを行っている者にのみこの制度が適用されることからすると、環境容量の範囲内での環境の利用(前記①)に則っている⁽²⁵⁷⁾とみることができ、電力多消費事業者に対する賦課金を減免することによってわが国全体としての国際競争力を強化することが「世界的に見た公正」に反することにはならないである

う。持続可能な発展概念を採用したり才宣言（一九九二年）第一二原則（すべての国における経済成長と持続可能な開発をもたらすような協力的で開かれた国際経済システムを促進する⁽²⁵⁷⁾）にも根拠を見出すことができる。以上より、この制度は「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築」（環境基本法四条）に資すると説明することができる。日本国憲法一四条や二九条違反であるとの批判もあり得るが、財産に係る平等違反に適用されるべき合理的根拠の基準によれば、わが国の国際競争力の強化を図るといいう立法目的は正当であり、当該目的と目的達成のための手段（減免率を四つに細分化⁽²⁵⁸⁾）の間に合理的関連性は認められると解されるから、違憲とまでは評価できないであろう。

第5章 アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制に関する考察を踏まえたわが国への示唆

第1節 F I Tと入札制度等

アメリカ合衆国は、連邦法の下で全米大のF I Tを採用しているわけではないが、同国の前記各州においては、わが国に先行して、F I Tを導入するだけでなく、入札制度も導入し（例えば、オレゴン州においては大規模太陽光発電事業について入札制度が適用されるとされている）、これに追従する形で、わが国は二〇一二年七月からF I Tを施行し、二〇一六年五月の改正によって二MW以上の大規模な事業用太陽光発電に係る入札制度を取り入れた。このような制度の創設および改正の動向は、アメリカ合衆国（および後述するドイツやスペイン）における法制度からの示唆を踏まえると、全体的にみて妥当であると評価すべきであろう。

他方、アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制においては、電気事業者の接続義務に係る優先規定は存在しない⁽²⁵⁹⁾とされている。前記のとおり、改正再エネ特措法によって、電気事業者の接続義務に係る規定が削除された

ことから、わが国は同国と同様の体制であると解される。これに対しては、優先規定が存在するとされるドイツやスペインに比して(二〇一〇年現在の情報による)⁽²⁰⁰⁾、再生可能エネルギーの普及促進が十分ではないと評価することができ、前記のとおり、再生可能エネルギーの普及促進の見地から同電気に係る優先接続が認められるべきと考えられる。

なお、アメリカ合衆国において、電力多消費事業者に対する賦課金減免制度が存在するのかわどうか必ずしも明らかではないが、わが国の賦課金減免制度の理論的根拠については前記のとおりである。賦課金減免制度の見直しによって減免率が四つに細分化されたことについては、省エネの取組みをより一層求めるという見地からは妥当と解される。

第2節 RPSとFITの関係性

わが国の場合には、RPSからFITに移行したという経緯があるのに対して、アメリカ合衆国の場合には、前記各州の制度の検討および既になされている指摘のとおりFITとRPSが「併存している例が多い」⁽²⁰¹⁾。すなわち、RPSもFITも再生可能エネルギーの普及を支援するものであり、両者の関係は相互補完的(complement each other)となり得るとされており、⁽²⁰²⁾そのため、前記各州においては、FITが「RPS目標達成の補助手段と位置づけ」⁽²⁰³⁾られている。そこで、RPSとFITの関係について、わが国においても、RPSによって高い目標値を設定し、この目標値を達成するための手段の一つとしてFITを採用するというのが考えられる。これに対しては、「日本においては、RPS制度とFITは両立しない」とされており、これは、日米では「FITとRPS制度の相互の位置づけに差がある」⁽²⁰⁴⁾り、「日本では、政府の再エネ普及拡大に関する目標値があり、これを実現させるための手段としてFITが位置づけられている」⁽²⁰⁵⁾からであると指摘されている。確か

に、わが国においてはエネルギー基本計画の中で再生可能エネルギー導入の将来目標が定められているが、あくまでも計画であることから、計画それ自体によって電気事業者に目標値の達成が義務づけられるものではない。そこで、RPSを再導入し高い目標の達成を義務づけ、再生可能エネルギー証書を利用した取引等を可能とすれば、再生可能エネルギーの普及促進につながると考えられる。そして、RPSによる目標を達成する補完手段としてFIT（または後述するFIP）を位置づけることが可能であると考えられる。

第3節 地域特有のFITの導入の妥当性

また、アメリカ合衆国とわが国で異なるのは、わが国の場合には、再エネ特措法によって全国統一のFITが導入されたことである。そのため、わが国の場合には条例の法律との適合性の問題は発生しないのに対して、アメリカ合衆国は、いくつかの州でFITを導入しているため、連邦法（特にPURPA二〇条に基づく電力買取制度）との適合性が問題となる。すなわち、連邦レベルで統合的RPS-FITを採用する場合でも、前記のとおり連邦法たるFPAやPURPAによる専占（preemption）の課題があるのである。⁽²⁶⁷⁾この点Davis教授は、この課題を乗り越える方法として、「連邦上の対応で州レベルによるFITの施行を許容するか連邦レベルのFITを設立する」ことを指摘する。⁽²⁶⁸⁾ただ、前記のとおり複数の州で既にFITが導入されている状況に鑑みると、Normann准教授が指摘するように、⁽²⁶⁹⁾アメリカ合衆国において、FITは州レベルで履行され、RPSは連邦レベルで履行されることが現実的に妥当であるように考えられる。いずれにしても、PURPAの改正などといった連邦レベルでの対応が必要となるのである。この点、Rossi教授による「裁判所や規制者が連邦法を上限ではなく下限として想定することを許容し、連邦法令の多様な価値を認識する一貫したアプローチが、連邦のエネルギー法に、地域的組織体、州政府および地方公共団体がクリーンエネルギー政策を革新していくことを奨励する

余地を与えることになるであろう」との指摘も、連邦法を上限ではなく下限として位置づけようとする意味で示唆に富むものと考えられる。

他方で、わが国においては、再エネ特措法が存在するため、アメリカ合衆国におけるような問題は生じにくい。ただ、同法において、上乗せ条例や横出し条例を明示的には許容していない以上、地方公共団体が条例を定めて地域特有の F I T を構築することは認められにくいと考えられる。また、アメリカ合衆国における連邦法と州法との関係性に関する検討を踏まえれば、地域特有の F I T を導入する条例の制定は再生可能エネルギー法制に混乱を生じさせることにもつながるので現実的妥当性を欠くと考える⁽²¹⁾。

むすびに代えて

R P S と F I T を中心としたアメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制に関する考察を踏まえて、わが国への示唆として、以下を指摘して、本稿のむすびに代えることとする。

まず、R P S と F I T の関係性に関する「F I T によって再生可能エネルギー導入が飽和状態になったときは R P S に戻ることが検討されるべき」との指摘⁽²²⁾について、確かに F I T による電気事業者（およびひいては電力の消費者）に対する負担を考慮すると、R P S に戻れることも検討されてよいと思われる。ただ、わが国においては、前記のとおり、「対策効果の確実性、電源選択の自由度、コスト削減インセンティブ、市場機能の活用、費用対効果、競争への影響（競争中立性）等、総じて R P S 制度が優れている⁽²³⁾」との検討結果を受けて、F I T ではなく、R P S 法が先に制定されるに至った。すなわち、まず経済的な効率性を考慮しつつ電気事業者が利用すべき再生可能エネルギー電気の「量」に着目して同エネルギーの普及を促進するという見地から、二〇〇二年に

RPS法が制定されたのである。もともと、その後、「電力会社に対する義務付け量が低」⁽²⁷¹⁾ かつ、「目標量が僅少であった」⁽²⁷²⁾ といった批判を受けて、RPSから固定価格で再生可能エネルギー電気の買取りを義務づけるFITに移行したという経緯がある。この点については、再生可能エネルギーを「飛躍的に導入するためにはまずFITを導入し、後にRPSに移行することが適切であることが指摘されていた」⁽²⁷³⁾ とされている。確かに近隣国である韓国では、FITが先に導入されその後RPSに移行した。しかし、「FITの導入の結果、基金の財源が逼迫した」⁽²⁷⁴⁾ との問題点が発生したし、もし先にFITを導入した場合には、電力会社に対する系統増強などの負担や終局的には賦課金による電力の消費者に対する負担が過大になることなどの問題の発生もあり得た。このことからすると、RPSによってまずは基準利用量の再生可能エネルギーの利用を義務づけたうえで、その後に飛躍的な導入のためにFITを導入したというわが国の選択が必ずしも不当であったということにはならないであろう。このような経緯や背景を踏まえると、一旦導入したFITを廃止して再びRPSを復活させるということは立法政策上必ずしも容易ではないと考えられる。また、FITを採用したスペインやドイツ⁽²⁷⁵⁾ は先進的に再生可能エネルギーを導入しているトップクラスの国であり、これらの国において再生可能エネルギーの導入促進にFITが相当に機能したことも参考になる。そこで、FITからRPSに全体的に戻るといっても、RPSを再導入したうえで、⁽²⁷⁶⁾（各再生可能エネルギーのうち一部ではあっても）FITをRPSの目標を達成するための補完手段として位置づける（両者の関係を相互補完的にとらえる）⁽²⁷⁷⁾ ことも考えられる。すなわち、FITかRPSかを二者択一的に議論するだけではなく、併存的に採用することについても議論されるべきである。⁽²⁷⁸⁾ その意味で、Davis教授の主張する統合的RPS-FITは示唆に富むものと考えられる。⁽²⁷⁹⁾ もともと、諸外国と同様に、FITに対しては一定の問題点も指摘されている。⁽²⁸⁰⁾ 例えば、スペインにおいては一九九四年にFITが導入されたが、その後には様々な問題点（再生可能エネルギー電力の買取費用の増加など）⁽²⁸¹⁾ が発生したことが指摘されており、二〇

一四年には、「F I T 制度は破棄され、新制度に移行することとなった」とされ、新制度の下では新規設備について入札制度が適用されるとされている。⁽²⁸⁶⁾ また、ドイツにおいては、「新規設備について、段階的に卸電力市場での電力直接販売とプレミアム付与の適用を義務化されることとなった。また、二〇一七年までに新規設備に適用する支援水準を入札により決定する仕組みを導入することとなった」とされている。⁽²⁸⁷⁾ 前記のとおり、わが国の F I T においても複数の実務上の問題点が発生しこれに対応すべく近時の改正法が制定された。アメリカ合衆国、スペインおよびドイツの経験を踏まえれば、わが国において F I T 単体の制度を永続的に維持することは困難であるようにも思われ、二〇一六年五月の改正で導入された入札制度の適用対象の拡大や F I P (市場プレミアム制度) (「電力料金に上乗せするプレミアムを固定する方式 (総額は固定されず、電力料金の変動に応じて変動する) 」⁽²⁸⁸⁾ など) の導入など、将来的にはさらなる制度の見直しも予期される。「長期的には、F I T 制度は、市場プレミアム制度や競争入札制度のようなより市場メカニズムを重視した制度に移行していく必要がある」との指摘もなされている。⁽²⁸⁹⁾ ただ、他の国々に比して再生可能エネルギーの導入量・導入割合に後れを取っているわが国においては、再エネ特措法の制定により二〇一二年七月に F I T が施行されてから十分に長い期間が経過したとは必ずしもいえない状況にあるといえる。このことからすれば、他国において発生した問題点を参考にしながら、わが国における社会情勢に応じて F I T に対して注意深く必要な調整を加えることによって、⁽²⁹⁰⁾ 制度を安定的に維持・発展させ、⁽²⁹¹⁾ もって低炭素社会の実現を図るべきと考える。その際の検討事項の一つとして、R P S を再導入したうえで、F I T ないしは F I P を R P S の目標を達成するための補完手段として位置づけ両者の統合化ないしは協働化を図ることも検討されてよいと考える。⁽²⁹²⁾ これに対しては技巧的に過ぎるとの批判もあるだろうが、アメリカ合衆国における前記各州の例を参考にすれば、検討する価値のある選択肢の一つではないだろうか。

【追記】本稿はJSPS科研費（基盤研究（C））、課題番号：JP16K03443およびJP15K07829）による研究助成を受けた成果の一部である。

本稿投稿（二〇一七年四月五日）後、二〇一七年八月に改正再エネ特措法施行令や同法施行規則が改正されるなど、多くの情報が更新された。これらの検討については別稿に譲ることとする。また、本稿投稿後に、草薙真一『米国エネルギー法の研究—経済規制と環境規制の法と政策』（白桃書房、二〇一七年五月）および高村ゆかり「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の二〇一六年改正の評価と再エネ法政策の今後の課題」環境法研究（大塚直責任編集、信山社）六号一八一頁（二〇一七年七月）に接した。

- (174) 16 U.S.C. §§ 824d, 824e. Public Utility Dist. No. 1 of Snohomish County Washington v. FERC, 471 F.3d 1053, at 1058 (9th Cir. 2006). Morgan Stanley Capital Group, Inc. v. Pub. Util. Dist. No. 1, 554 U.S. 527, 128 S. Ct. 2733 (2008). 471 F.3d 1053 は、554 U.S. 527 を受けつ、後に破棄されたことにご注意を要する。Pub. Util. Dist. No. 1 v. FERC, 547 F.3d 1081 (9th Cir. 2008). See Steven Ferrey, *Sale of Electricity*, in *LAW OF CLEAN ENERGY* (*supra* note 17), at 229, 239.
- (175) Cal. Pub. Util. Comm'n, 132 FERC ¶ 61,047, at 64 (July 15, 2010). その後SCADCOの再説明 (clarification) および再審理 (rehearing) の申立にに係る手続きについては、Cal. Pub. Util. Comm'n, 132 FERC ¶ 61,059, at 2, 20 (October 21, 2010). この点については以下の論稿を詳し。Rossi, *supra* note 67, at 250-51; Rossi and Hutton, *supra* note 106, at 437-38; Frank R. Lindh and Thomas W. Bone Jr., *State Jurisdiction over Distributed Generators*, 34 Energy L.J. 499, at 522-24 (2013). これによると、FERCはカリフォルニア州のFITはPURPAの枠組みから独立して存在するとはできず、州のFITの価格はPURPAの回避費用の上限を超えることはできないと判断した。このため、FITの下で発生する取引は、FPAの価格規制内に収まる転売のための売電または卸売取引になると説明されている。Rossi and Hutton, *supra* note 106, at 438.
- (176) In re Connecticut Light & Power Co., 71 FERC ¶ 61,035, at 61,153 (1995); Ferrey, *supra* note 174, at 231. この点に関する和文文献として、富田・水村・前掲注(120)三六頁ないし三七頁参照。

- (177) See Cal. Pub. Util. Comm'n, *supra* note 175; Lindh and Bone, *supra* note 175, at 523; Michael Dorsi, *Clean Energy Pricing and Federalism: Legal Obstacles and Options for Feed-in Tariffs*, 35 ENVIRONMENTAL L. & POL'Y J. 173 (2012), at 199–200.
- (178) See Dorsi, *supra* note 177, at 202; 富田・水村・前掲注(120) 三五頁乃至三六頁も参照。
- (179) Rossi, *supra* note 67, at 265.
- (180) 佐藤・前掲注(103) 二頁(二〇一一年)。
- (181) NAT'L ASS'N OF REG. UTIL. COM'RS, *Feed-in Tariffs (FIT): Frequently Asked Questions for State Utility Commissions* (2010), at 2, available at <http://pubs.naruc.org/pub/536E2E36-2354-D714-51AC-C9C1DADDE08F6> (last visited on Apr. 3, 2017); see also Lincoln L. Davies & Kirsten Allen, *Feed-In Tariffs in Turmoil*, 116 W. VA. L. REV. 937, at 939 (2014). An email from Mr. Douglas A. Codiga, Esq. to Hiroshi Kobayashi (Feb. 12, 2017).
- (182) 佐藤・前掲注(80) 七頁(二〇一一年)° See also Karilynn Cory et al., *Feed-in Tariff Policy: Design, Implementation, and RPS Policy Interactions* (NAT'L RENEWABLE ENERGY LAB., 2009), at 8–10, 13, available at <http://www.nrel.gov/docs/fy09osti/45549.pdf> (last visited on Apr. 3, 2017).
- (81) See Dorsi, *supra* note 177, at 202.
- (81) *Id.* at 196, 202. See also Motl, *supra* note 66, at 744, 766–67.
- (81) Lincoln L. Davies, *Reconciling Renewable Portfolio Standards and Feed-in Tariffs*, 32 UTAH ENVTL. L. REV. 311, at 313, 353–57 (2012). Davies 教授は“unified RPS-FIT”, “combined RPS-FIT”, “hybrid RPS-FIT”等の表現を用いて議論する(*Id.* at 354, 355, 361)° 筆者は“本稿において「統合」と和訳した。ただ、これは両者の協働という意味でも解するつもりを思われる。
- (81) *Id.* at 332.
- (81) *Id.* at 361.
- (81) Mormann, *supra* note 2, at 1627.
- (81) *Id.* at 1628.

- (190) *Id.* at 1628, 1681.
- (191) *Id.* at 1628, 1658-89, 1681.
- (192) *Id.* at 1680-81. Mormann 准教授の見解を支持するものとして、Hannah J. Wiseman, *Clean Energy Incentives: Risk, Capture, and Federalism*, 67 *Fla. L. Rev.* 161 (2016), 191は Mormann 准教授の前記論稿 (*supra* note 2) のレビューとして位置づけられる。
- (193) See Motl, *supra* note 66, at 758.
- (194) CPU.C, *supra* note 158 (*RPS Program Overview*).
- (195) 本章第1節および第2節は、拙稿「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）に関する最近の動向―特別措置法の改正を中心に―」信州大学経法論集一四八三頁（二〇一七年）に拠って、これに修正を行ったものであるが、記述に一部重複があることをお断りしておく。
- (196) 経済産業省・前掲注（7）一七三頁。
- (197) 経済産業省・前掲注（7）一七三頁。
- (198) 大塚・前掲注（11）一六六頁参照。
- (199) 経済産業省「新しいエネルギー基本計画が閣議決定されました」（二〇一四年四月）〈<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001.html>〉（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）。
- (200) 「エネルギー基本計画」（二〇一四年四月）三七頁。
- (201) 総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会新市場拡大措置検討小委員会「新市場拡大措置検討小委員会報告書」（二〇〇一年十二月）一八頁〈<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g11219ej.pdf>〉（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）。
- (202) 新エネルギー等電気の利用義務の履行方法については、いくつかの方法を選択できるとされた。大塚・前掲注（11）一六七頁参照。
- (203) 竹内純子「再生エネ普及政策はどうあるべきか——FIT法見直しの経緯と概要」環境管理五二巻七号七七頁（二〇一六年）。

- (204) 武川丈士「再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度について」企業会計六三巻六号一五七頁(二〇一一年)。大平佳男「FIT制度の制度設計とRPS制度の再検討に関する一考察」環境経済・政策研究四巻一号七四頁(二〇一一年)も参照。
- (205) 東京電力株式会社「太陽光発電の余剰電力買取制度について」〈<http://www.tepco.co.jp/e-rates/individual/shin-ene/taiyoukou/fukakin-j.htm>〉(最終閲覧日:二〇一七年四月三日) 参照。
- (206) RPS法のうち一定の規定は当分の間その効力を有するとの経過措置が設けられているもの(再エネ特措法附則一二条)、かかる経過措置は平成二九年度から平成三三年度までの五年間で廃止することとされた(ただし、一定の設備はFITへの移行が認められる)。資源エネルギー庁資料「再生可能エネルギーの導入促進に係る制度改革にそと」(二〇一六年六月)(以下「資源エネルギー庁制度改革資料」とす) 三五頁〈<http://www.hkdmnetu.go.jp/hokme/20160613/saiseienergy.pdf>〉(最終閲覧日:二〇一七年四月三日)。
- (207) 前掲注(206) 資源エネルギー庁制度改革資料五頁。
- (208) 前掲注(206) 資源エネルギー庁制度改革資料七頁。
- (209) 経済産業省資料「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)等の一部を改正する法律」が公布されました」(二〇一六年六月三日)〈<http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160603009/20160603009.html>〉(最終閲覧日:二〇一七年四月三日)。
- (210) 「賦課金の上昇」については、寺林曉良「再生可能エネルギー固定価格買取制度の運用状況(3)」(二〇一六年四月)の買取価格改定と今後の注目点」金融市場二七巻五号二三頁ないし二三頁(二〇一六年五月) 参照。
- (211) 経済産業省・前掲注(209) 参照。
- (212) 二〇一六年五月改正に関しては、同調査会基本政策分科会再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会「再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書」(二〇一六年二月)〈http://www.meti.go.jp/committee/sougenenergy/kihonseisaku/saisei_kanou/pdf/report_01_01.pdf〉(最終閲覧日:二〇一七年四月三日) 参照。同報告書二頁においては、FIT見直しの目的として、「再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る」ことが指摘されている。

- (212) FITの改正に関する最近の論稿・記事等として、諸富徹「再生可能エネルギーの大量導入と電力システム改革」環境情報科学四五巻一号三頁（二〇一六年）、川本周「電力システム改革下における固定価格買取制度見直しの動向について」NBL一〇六七号七四頁（二〇一六年二月）、山家美歩「再生可能エネルギーの課題と現状について」環境技術四五巻四号一七一頁（二〇一六年四月）、寺林・前掲注（210）二〇頁、南野彰「『太陽光パブル』潰しの改正FIT法——中小企業の淘汰や再編が加速」エコノミスト九四巻二六号八四頁（二〇一六年六月）、高村ゆかり「再生可能エネルギーをめぐる法政策——日本の現状と課題」環境三学会合同シンポジウム資料（二〇一六年七月）、竹内・前掲注（203）七六頁（二〇一六年七月）、大西一成「再エネ特措法（FIT法）の平成二八年改正」（二〇一六年八月）〈https://www.amtlaw.com/pdf/bulletins10_pdf/160824.pdf〉（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）、水上貴史「再生可能エネルギービジネスの法律と実務」（日本加除出版、二〇一六年）三八頁および四二三頁、第一東京弁護士会環境保全対策委員会編『再生可能エネルギー法務』（勁草書房、二〇一六年）等参照。
- (214) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会・前掲注（213）七八頁ないし七九頁参照。
- (215) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第六条第一項第七号に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定する告示（平成二五年七月二二日経済産業省告示第一七二二号（最終改正平成二六年一月二二日経済産業省告示第二五五号））〈http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/satene/katori/dl/2014hour05.pdf〉（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）。
- (216) 詳しくは、拙稿「再生可能エネルギーの固定価格買取制度における新たな出力抑制ルール等について」環境管理五二巻二号八〇頁ないし八一頁（二〇一六年）参照。接続保留と指定電気事業者制度については、水上・前掲注（213）三六五頁以下も参照。
- (217) 資源エネルギー庁「固定価格買取制度の運用見直し等について」（二〇一五年一月二二日）五頁〈<http://www.meti.go.jp/press/2014/01/20150122002/20150122002-3.pdf>〉、四国電力株式会社「指定電気事業者制度下における太陽光発電設備の出力制御見通しの提示について」〈http://www.yonden.co.jp/energy/n_ene_kounyu/renewable/syunsuyoku_seigyoh.html〉（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）。
- (218) 資源エネルギー庁「再生可能エネルギー特別措置法施行規則の一部を改正する省令と関連告示を公布しました」

再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見直し」(二〇一五年一月二二日)〈<http://www.meti.go.jp/press/2014/01/20150122002/20150122002-1.pdf>〉(最終閲覧日:二〇一七年四月三日)。この施行は原則として二〇一五年一月二六日からである。筆者は、この点について既に検討したことがあるので、本稿ではこれに対する言及を割愛する。拙稿・前掲注(216)七九頁参照。なお、「出力制御を受ける発電事業者間の公平性」および「効率的な出力制御のための柔軟性」の確保の見地から、指針が定められた。資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部「出力制御の公平性の確保に係る指針」(二〇一七年三月)。

(219) 資源エネルギー庁・前掲注(218)(二〇一五年)。

(220) 資源エネルギー庁「小売全面自由化に向けた固定価格買取制度の運用見直しについて」(二〇一五年一月(一月九日更新))〈http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/satene/katori/dl/kouri_free/20151125.pdf〉(最終閲覧日:二〇一七年四月三日)、第一東京弁護士会環境保全対策委員会・前掲注(213)八四頁ないし八五頁参照。

(221) 経済産業省資料「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)等の一部を改正する法律」が公布されました」(二〇一六年六月三日)〈<http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160603009/20160603009.html>〉(最終閲覧日:二〇一七年四月三日)。改正の全体像については、高村・前掲注(213)二二頁参照。

(222) 本節第1款および第2款の記述は、拙稿・前掲注(195)に拠って、これに修正・加筆を行ったものである。

(223) 二〇一六年五月改正前のFITの内容については、別稿において論じたので、ここでは概要を述べるに留め、第2款において改正後のFITの内容を考察する。拙稿・前掲注(12)参照。

なお、FITの他にも再生可能エネルギーの普及を支援する制度として、「環境・エネルギー対策貸付(非化石エネルギー)」、「エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)」、「住宅省エネルギーフォーム減税(投資型)」、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)」、「軽油引取税の課税免除の特例措置」、「バイオ燃料製造事業者が取得した、バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置(バイオガス・木質固形燃料・バイオエタノール・バイオディーゼル)」、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」、「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」、「再生可能エネルギー発電設備等導入基盤整備支援事業(避難解除区域等支援事業)」、「農

- 山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）」などがある。再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（WEB版）「国の再生可能エネルギー事業支援施策検索結果一覧」〈<http://new-energy-guide.jp/state-support/search>〉（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）参照。
- (224) 調達価格等算定委員会「平成二九年度以降の調達価格等に関する意見」（二〇一六年二月二三日）別添参考資料〈http://www.mei.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20161219002_01.pdf〉（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）および経済産業省「再生可能エネルギーの平成二九年度の買取価格・賦課金単価等を決定しました」（二〇一七年三月一日）〈<http://www.mei.go.jp/press/2016/03/20170314005/20170314005.html>〉（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）参照。
- (225) 前掲注（206）資源エネルギー庁制度改革資料一九頁。
- (226) 前掲注（206）資源エネルギー庁制度改革資料一頁、一九頁および二四頁。
- (227) 賦課金の負担については、水上・前掲注（213）三五〇頁以下参照。
- (228) FITの基本的な仕組みについては、前掲注（206）資源エネルギー庁制度改革資料三八頁ないし四〇頁参照。
- (229) 入札プロセス等については、前掲注（206）資源エネルギー庁制度改革資料二二頁および資源エネルギー庁「改正FIT法に関する直前説明会」（二〇一七年二・三月）二五頁以下〈http://www.enecho.mei.go.jp/category/saving_and_new/satene/kaitori/dl/kaisai/ft_2017setsumeipd/〉（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）（以下「資源エネルギー庁直前説明会資料」という）参照。これによると、入札参加者に対する第一次保証金、落札者に対する第二次保証金が求められるとされる。同二九頁。
- (230) 前掲注（206）資源エネルギー庁制度改革資料二二頁。
- (231) 調達価格等算定委員会・前掲注（224）五一頁。
- (232) 調達価格等算定委員会・前掲注（224）五二頁。
- (233) 調達価格等算定委員会・前掲注（224）五三頁。
- (234) 調達価格等算定委員会・前掲注（224）五三頁。
- (235) 調達価格等算定委員会・前掲注（224）五五頁。

- (236) 調達価格等算定委員会・前掲注(224) 五五頁。
- (237) ドイツにおいては、二〇一七年には「風力、太陽光及びバイオマスによる新規の発電設備」について入札制度が導入されることとなった(もつとも、水力や地熱については入札制度の対象とはならず、「設備容量七五〇kW(キロワット)未滿(バイオマス発電については一五〇kW未滿)の小規模施設も入札制から除外される」とされている。渡辺富久子「ドイツ」二〇一七年再生可能エネルギー法」外国の立法二七〇一号一二頁ないし一三頁(二〇一七年)。諸富・前掲注(213) 七頁も参照。
- (238) 経済産業省「日本のエネルギーのいま：政策の視座」〈http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/energy_policy/energy2014/seisaku/index.html〉(最終閲覧日：二〇一七年四月三日)。
- (239) 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会・前掲注(212) 四頁も参照。
- (240) 南野・前掲注(213) 八五頁。寺林・前掲注(210) 一二頁も参照。入札制度に関する問題点の指摘については、水上・前掲注(213) 四〇頁ないし四一頁および四五二頁ないし四五四頁も参照。
- (241) その他に改正再生エネ特措法の内容として、電力・ガス取引監視等委員会に関する規定も重要ではあるが(同法二一条以下)、本稿における問題意識との関連が希薄であることから、言及を割愛する。
- (242) 前掲注(206) 資源エネルギー庁制度改革資料七頁および前掲注(229) 資源エネルギー庁直前説明会資料七頁。新認定制度に対しては、「中小発電事業者がより不利な状況に置かれることになりかねないと言われている」との指摘もある。南野・前掲注(213) 八五頁。水上・前掲注(213) 四五〇頁も参照。
- (243) 各認定基準の解説については、資源エネルギー庁「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」について(二〇一六年七月二九日)(以下「資源エネルギー庁規則解説」とする)〈http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saene/kaitori/dl/kaisei/kaisei_syorei.pdf〉(最終閲覧日：二〇一七年四月三日)参照。この点については筆者も検討を加えたことがあるので、本稿では各基準の検討は割愛する。拙稿・前掲注(195) 参照。
- (244) 資源エネルギー庁資料「平成二九年四月一日から固定価格買取制度が変わります」(二〇一六年五月二五日)〈<http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160525005/20160525005.pdf>〉(最終閲覧日：二〇一七年四月三日)、前掲

- 注(206) 資源エネルギー庁制度改革資料一三頁および前掲注(229) 資源エネルギー庁直前説明会資料一四頁。
- (245) 前掲注(206) 資源エネルギー庁制度改革資料一頁。水上・前掲注(213) 四四二頁も参照。
- (246) 経済産業省・前掲注(209)。
- (247) 前掲注(206) 資源エネルギー庁制度改革資料二六頁。
- (248) 資源エネルギー庁資料「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)の改正について」(二〇一六年六月)三枚目<http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saene/kaitori/dl/kaisei_fit_0607.pdf>(最終閲覧日:二〇一七年四月三日)参照。
- (249) 水上貴央(監修)・江口智子・佐藤康之(編集幹事)『再生可能エネルギー——開発・運用にかかわる法規と実務ハンドブック』(エヌ・ティー・エス、二〇一六年三月)一五二頁(水上貴央)。
- (250) 寺林・前掲注(210)二三頁。
- (251) 水上・前掲注(213)四〇頁。同四五〇頁ないし四五二頁も参照。
- (252) 詳しくは、資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの固定価格買取制度について」(二〇一二年七月)三〇頁以下<http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saene/kaitori/dl/120522setsumei.pdf>(最終閲覧日:二〇一七年四月三日)参照。
- (253) 詳しくは、前掲注(206) 資源エネルギー庁制度改革資料三四頁および同「賦課金減免制度の見直しについて」(二〇一六年一〇月)二頁以下<http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saene/kaitori/dl/kaisei_gen_gaiyou.pdf>(最終閲覧日:二〇一七年四月三日)参照。
- (254) 第一九〇回国会衆議院会議録第二五号三頁(二〇一六年四月一九日)(本村賢太郎)参照。
- (255) 大塚・前掲注(11)四八頁参照。
- (256) 大塚・前掲注(11)四九頁。
- (257) リオ宣言の和訳は、環境省ウェブページ<https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref_05_1.pdf>(最終閲覧日:二〇一七年四月三日)参照。
- (258) 芦部信喜・高橋和之(補訂)『憲法第六版』(岩波書店、二〇一五年)一三二頁参照。

- (259) 西川珠子「米国の再生可能エネルギー発電推進策〈望ましい経済的インセンティブのあり方とは〉」みずほ総研論集二〇一一年Ⅲ号七七頁△<https://www.nizuhorico.jp/publication/research/pdf/argument/mron1109-4.pdf>> (最終閲覧日:二〇一七年四月三日)。
- (260) 資源エネルギー庁電力・ガス事業部「海外の再生可能エネルギー電源に係る優先規定の検討状況について」(二〇一〇年) 三頁△http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004671/006_02_00.pdf> (最終閲覧日:二〇一七年四月三日)。
- (261) 佐藤・前掲注(103) ii 頁(二〇一一年)。
- (262) NAT'L ASS'N OF REG. UTIL. COMM'RS, *supra* note 181, at 2; *see also* Davies & Allen, *supra* note 181, at 939.
- (263) 佐藤・前掲注(103) 七頁(二〇一一年)。See also Cory et al., *supra* note 182, at 8-10, 13.
- (264) 佐藤・前掲注(103) 一六頁ないし一七頁(二〇一一年)。
- (265) 二〇一四年四月に新しい「エネルギー基本計画」が策定されたが、二〇一〇年六月に策定されたエネルギー基本計画においては、再生可能エネルギー等を二〇三〇年には二一%まで増加するとされている。経済産業省資料「現行エネルギー基本計画(二〇一〇年六月)における再生可能エネルギーの内訳及び設定根拠」(二〇一四年三月) 一頁△https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf159_3.pdf> (最終閲覧日:二〇一七年四月三日)。その後、二〇一五年七月に策定されたエネルギーミックスによると二〇三〇年度に再生可能エネルギーの割合を二二〜二四%程度に増加させる目標が定められた。経済産業省・前掲注(9)。
- (266) ただし、条例で地方公共団体特有のFITを導入する場合には、再エネ特措法との適合性の問題が発生し得るであろう。再エネ特措法は、例えば環境影響評価法六一条や大気汚染防止法三二条等のような条例との関係を定める規定を置いていない。
- (267) FPAおよびPURPAによる専占の問題を詳細に検討するものとして、Scott Hempling et al., *Renewable Energy Prices in State-Level Feed-in Tariffs: Federal Law Constraints and Possible Solutions* (NAT'L RENEWABLE ENERGY LAB., 2010), available at <http://www.nrel.gov/docs/fy10osti/47408.pdf> (last visited on Apr. 3, 2017).
- (268) Davies, *supra* note 185, at 360.

- (269) Mormann, *supra* note 2, at 1680-81.
- (270) Rossi, *supra* note 67, at 266.
- (271) もっとも、当該条例がFITとは異なる補助金などの支援制度を設ける場合には再エネ特措法への抵触の問題は発生しないと考えられる。
- (272) 大塚・前掲注(13)四六頁。また、佐藤・前掲注(72)二四頁(二〇一三年)は「RPS制度の再導入」などの検討についても示唆する。さらに、高井幹夫「欧米諸国における再生可能エネルギーの開発とその課題—海外電力五七巻三号二七頁(二〇一五年)は「市場プレミアム制度(FIP)やオークション、さらには再エネ利用基準(RPS)などの市場原理に基づく方式に切り替えること」などを主張する。いずれも示唆に富む指摘であると考ええる。
- (273) 総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会新市場拡大措置検討小委員会・前掲注(20)一八頁。
- (274) 武川・前掲注(204)一五七頁。
- (275) 大塚直『環境法Basic[第三版]』(有斐閣、二〇一六年)三七八頁。大塚・前掲注(13)四四頁も参照。
- (276) 大塚・前掲注(275)三七八頁。
- (277) 大塚・前掲注(13)四二頁。
- (278) 二〇一四年改正などドイツにおける近時の状況については、諸富徹「再生可能エネルギー政策の『市場化』——二〇一四年ドイツ再生可能エネルギー改正法をめぐって——」経済学論叢六七巻三号五八三頁(二〇一五年)、伊勢公人「ドイツにおける再生可能エネルギーの開発とその課題—再エネ大量導入下で苦悩する需要家と電気事業者—」海外電力五七巻三号六五頁(二〇一五年)、渡辺富久子「ドイツにおける二〇一四年再生可能エネルギー法の制定」外国の立法二六二号七二頁(二〇一四年)、同・前掲注(237)等参照。
- (279) See Davies & Allen, *supra* note 181, at 940. スペインやドイツにおける近時の制度の見直しを整理したものとす
て、新エネルギー小委員会事務局「新エネルギー小委員会—欧州調査報告」(二〇一四年八月八日)△http://www.metu.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shine/shin_ene/pdf/002_01_00.pdf>(最終閲覧日:二〇一七年四月三日)および高井・前掲注(272)二四頁の表を参照。
- (280) 前掲注(272)参照。

- (281) See *supra* note 181.
- (282) See Davies, *supra* note 185, at 313.
- (283) ただし、RPSとFITを併存的に採用し統合しないしは協働化を図るという方策をとったとしても、再生可能エネルギーに係る法制度単体では、地球温暖化を防止し低炭素社会を実現することは困難である。同制度を支援するために、「プロジェクトファイナンス、税制上の優遇措置、補助金、送電基盤、キャップアンドトレード方式の排出枠取引制度を定める温暖化対策法制などの方策が必要不可欠である」ということは既に指摘されており (Fershee, *supra* note 97, at 89)、筆者も同様に考える。
- (284) See e.g., Jonathan A. Lesser & Xuejuan Su, *Design of an Economically Efficient Feed-In Tariff Structure for Renewable Energy Development*, 36 ENERGY POL'Y 981, at 982, 989-90 (2008).
- (285) 上原美鈴「スペインにおける再生可能エネルギーの開発とその課題〜固定価格買取制度によって発生した再生エネルギーの問題〜」海外電力五七巻三号七二頁(二〇一五年)。
- (286) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会・前掲注(213)一〇一頁。
- (287) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会・前掲注(213)一〇〇頁。
- (288) 環境省資料「再生可能エネルギー普及のための具体的な導入方策」一頁〈http://funtoshare.env.go.jp/roadmap/media/h21_2/ref03.pdf〉(最終閲覧日:二〇一七年四月三日)。
- (289) 第一東京弁護士会環境保全対策委員会・前掲注(213)一〇二頁。
- (290) See Davies & Allen, *supra* note 181, at 1005. また、Davies & Allen は、「いかにFITがうまく設計されようとも、これを効果的かつ効率的に維持するためには改正を行う必要がある」としつつ (Id. at 1002)、安定性や確実性の見地から、「過度または急速な改正も問題である」と指摘する (Id. at 1003)。発電事業者の合理的な期待や法的安定性を考慮すると、かかる指摘は妥当と考える。
- (291) エネルギー基本計画(二〇一四年四月)四〇頁によれば、FITの在り方について、「引き続き、安定的かつ適切な運用により制度リスクを低減し、事業者が本来あるべき競争に集中しやすい制度運用を目指すことが不可欠である」とされている。

(292) ただし、筆者はこのような検討の試みを直ちに行うべきと主張するものではなく、FITによって再生可能エネルギーの導入が相当程度進み、電力の需給バランス等を考慮してその導入量にある程度調整を加えながらも、エネルギー基本計画における目標の達成に向けてさらに前進する必要があるなど将来的にある一定の段階に達した後とするのが望ましいと考える。